

# 龍野小学校「いじめ防止基本方針」

令和3年4月改定

## (1) いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

### <いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

\*けんかや悪ふざけであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### <基本理念>

- ① いじめは全ての児童に関係する問題としてとらえ、教師自らが児童一人一人の大切さを深く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導し、児童との信頼関係を築く。
- ② いじめを認識しながら見過ごさず、いじめが将来にわたりいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは心の課題であり、その解決が重要であることを児童、教職員、保護者、地域住民で理解する。
- ③ 担任一人で行き届くのではなく、学校組織として取り組む。保護者、地域住民、町等の関係機関と連携し、いじめ問題の克服にあたる。

## (2) いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、いじめから子供を救うために、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していかなければならない。

いじめは、どの学校でも起こりうるものであり、その責任はいじめられる側に求めるものではない。いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、はやしたり面白がったりする「観衆」や「傍観者」、「無関心な者」など、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されないように努める。

## (3) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

### ① いじめの防止（未然防止）

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気づいたことを共有し、いじめを生まない土壌づくりに努める。児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する等のいじめ防止の活動に取り組む。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という学校風土、雰囲気を作る。互いの人権を尊重し、人権を守るという人権感覚の醸成を図る。
- ・児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う、
- ・児童の携帯電話等の使用方法、SNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図るとともに、児童・保護者とルールを共有する。

- ・特に配慮が必要な児童の背景を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。
- ・ストレスにとらわれることなく、互いの違いを認め合い、互いの人格を尊重し合える態度の育成に努める。全ての児童が自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに取り組む。また、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、児童のいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・いじめについての理解やいじめ問題の取組について、地域社会、家庭と一体となって推進していく。家庭では、子供と悩みが相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努める。

## ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高め、情報共有を図り、組織として対応していくことが必要である。

- ・いじめは大人が気づきにくい場所や遊びやふざけあいを装って行うなど、大人が気づきにくく判断しにくいことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかととらえ、早い段階から関わりをもち、対応していく。日頃から児童と信頼関係を気付くとともに、生徒指導部会及び子どもを語る会において、気づいたことを共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は担任や養護教諭等で対応し、問題の早期解決を図る。
- ・日頃から児童との信頼関係を高め、「SOS が出せる」児童の育成に努める。生活アンケート及び心のアンケートや教育相談等、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに家庭、地域と連携して児童を見守っていく。

## ③ いじめへの対処

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童のみの安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童達には、いじているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。

## ④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは

<p>ア いじめに係る行為が止んでいることが少なくとも3ヶ月を目安に継続している          イ 被害児童及び保護者が心身の苦痛を感じていない（面談等で確認）</p>
--

とする。

## (5) いじめ問題に取り組むための校内組織

### <校内組織>

#### ① 情報集約担当

情報集約担当者は、いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受け付ける窓口としての役割を担う。生徒指導担当者が兼ねる。

#### ② 生徒指導委員会

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや児童の問題行動等に係る現状や指導についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。

#### ③ いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、S C、S S Wによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

### <保護者との相談体制>

- いじめで対応が必要な場合、情報集約担当が窓口となり、委員会を開く。いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携した対応を組織的に行う。

## (6) 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、甲佐町教育委員会に報告するとともに、状況によっては「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に即して、「緊急生徒指導委員会」を開くとともに、甲佐町教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。

## (7) 年間計画

1 学期	2 学期	3 学期
○基本方針について (職員会議)	○2 学期の取組の方向確認 (職員会議)	○3 学期の取組の方向確認 (職員会議)
○基本方針の周知 (PTA 総会)	○人権旬間計画策定 (防止委員会・職員会議)	○「いのち・こころ・からだ」 教育旬間計画 (校内研修)
○年間計画の検討・策定 (防止委員会・職員会議)	○児童アンケート・教育相談 (各学級)	○授業研究会 (いのち・こ ころ・からだ) (校内研修)
○いじめ防止・子ども理解 (校内研修)	○情報の共有と取組の方向 (防止委員会・職員会議)	○授業公開 (いのち・こ ころ・からだ)・学級懇談会
○人権旬間計画策定 (防止委員会・職員会議)	○授業公開 (校内研修)	○総括レポート研 (校内研修)
○児童アンケート・教育相談 (各学級)	○人権集会 (児童会の取組)	○幼保小交流会・小中交流会
○情報の共有と取組の方向 (防止委員会・職員会議)	○町人権教育授業研究会 (校内研修)	○児童アンケート・教育相談 (各学級)
○人権集会 (児童会の取組)	○授業公開 (道徳) 学級懇談会	○情報の共有と取組の方向 (防止委員会・職員会議)
○レポート研 (校内研修)	○2 学期の取組評価 (防止委員会・職員会議)	○3 学期の取組評価 (防止委員会・職員会議)
○1 学期の取組評価 (防止委員会・職員会議)	○3 学期の取組の方向性策定 (防止委員会)	○次年度の取組の方向性策定 (防止委員会)
○2 学期の取組の方向性策定 (防止委員会)	○子どもを語る会 (朝会)	○子どもを語る会 (朝会)
○地区懇談会 (PTA・地域)		
○子どもを語る会 (朝会)		

(8) いじめ対応緊急マニュアル  
 ～事後対応より未然防止～

- ① 「いじめ」とは(定義)～一定の人的関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの～
- ② いじめ防止等の対策に関する基本理念  
 教師自らが児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導し、児童との信頼関係を築き、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、学校組織、保護者、地域住民と連携し取り組んでいく。
- ③ いじめ防止等対策のための基本的な考え方  
 (ア) 未然防止に努め、いじめを生まない学校風土を作ること。  
 (イ) いじめの早期発見に努めること。「SOS」が言える児童を育て、信頼関係を気付くこと。  
 (エ) いじめられている児童の立場に立った手立てを行うこと。  
 (ウ) いじめ解消は、教職員の指導の在り方が大きく関係する問題であること。  
 (エ) 学校・家庭・地域社会との連携した取組が必要であること。

